

(参考)

2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガンの飼料添加物としての指定並びに基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガンは、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンとマンガンが結合した物質である。

2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンは、アミノ酸であるメチオニンの補給を目的として、平成3年に飼料添加物として指定されている。

また、マンガンを補給する飼料添加物としては、炭酸マンガン（昭和53年指定）、ペプチドマンガン（平成8年指定）等が既に指定されている。

今回要望のあった2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガンは、マンガン及びメチオニンの補給ができることとされている。また、マンガンの補給に関しては、一般に有機態マンガンは無機態マンガンに比べ生体利用性が高いと考えられていることから、有機態マンガンである2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガンは、無機態マンガンより効率的にマンガンの補給ができると考えられる。

海外では、EU、米国等で既に使用されている。

今回、食品安全委員会の意見を聴取する改正については、平成30年1月29日に農業資材審議会より適当との答申を得たところである。

2. 改正の概要

2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガンを飼料添加物として指定し、製造用原体及び製剤の基準及び規格を設定する。

なお、用途は飼料の栄養成分その他の有効成分の補給で、全ての家畜等を対象とする飼料とする。

3. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の改正の進めを進める。